# 公益財団法人日本バスケットボール協会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

#### 第1条[目的および意義]

この規程は公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「本協会」という。)定款第 14 条および第 29 条に基づき、役員および評議員の報酬等ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

#### 第2条[定義等]

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事および監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 常勤役員とは、理事のうち本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- ④ 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であり、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑤ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)および手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### 第3条[報酬等の支給]

- (1) 本協会は、役員の職務執行の対価として、次の各号の報酬を支給することができる。
- ① 常勤役員には、定例役員報酬を支給する。
- ② 非常勤役員のうち代表理事および業務執行理事には、定例役員報酬を支給することができる。
- ③ 定例役員報酬を支給しない非常勤役員には、理事会に出席する都度または、本協会が要請する職務に対し、日額で報酬を支給することができる。
- (2) 役員等には、役員賞与を支給しない。

#### 第4条[報酬等の額]

以下各号の報酬等の額の決定は、別途定める委員会が決定する。

- ① 前条第1項第1号および第2号に定める役員の定例報酬月額は、(別表)役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、別途定める委員会が決定する。ただし、委員会は、報酬等の額を決定する際、その適正性や妥当性に関して監事から意見を聴取する機会を設けなければならない。
- ② 前条第1項第3号に定める非常勤役員の報酬日額は、10万円以下とし、別途定める委員会が 決定する。

#### 第5条[報酬等の支給方法等]

報酬等の支給日、支給方法ならびに報酬等より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする賃金規程(以下「賃金規程」という。)に準じる。

### 第6条[費用]

- (1) 本協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- (2) 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準じる。

## 第7条[公表]

本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### 第8条[改廃]

この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

### 第9条[補則]

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### 附則

- 1. この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. 平成27年6月27日一部改定
- 3. 平成 28 年 6 月 25 日一部改定
- 4. 2019年6月30日一部改定
- 5. 2020年6月28日一部改定
- 6. 2025年9月27日一部改定

別表. 役員俸給表

号	報酬月額	号	報酬月額	号	報酬月額	号	報酬月額
1	100,000	16	850,000	31	1,600,000	46	2,350,000
2	150,000	17	900,000	32	1,650,000	47	2,400,000
3	200,000	18	950,000	33	1,700,000	48	2,450,000
4	250,000	19	1,000,000	34	1,750,000	49	2,500,000
5	300,000	20	1,050,000	35	1,800,000	50	2,550,000
6	350,000	21	1,100,000	36	1,850,000	51	2,600,000
7	400,000	22	1,150,000	37	1,900,000	52	2,650,000
8	450,000	23	1,200,000	38	1,950,000	53	2,700,000
9	500,000	24	1,250,000	39	2,000,000	54	2,750,000
10	550,000	25	1,300,000	40	2,050,000	55	2,800,000
11	600,000	26	1,350,000	41	2,100,000	56	2,850,000
12	650,000	27	1,400,000	42	2,150,000	57	2,900,000
13	700,000	28	1,450,000	43	2,200,000	58	2,950,000
14	750,000	29	1,500,000	44	2,250,000	59	3,000,000
15	800,000	30	1,550,000	45	2,300,000		